

平成 31 年 4 月 2 日

岐阜県行政書士会長 様

可児市長 富田 成輝 (公印省略)

農地転用許可権限に係る指定市町村の指定について

平素は、農地行政にご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市は平成 31 年 7 月 1 日付けで、農地転用許可権限に係る指定市町村に移行することになりました。このため、7 月以降の農地転用に係る許可権者は、岐阜県知事から可児市長に変わります。

移行に伴うスケジュールは下記のとおりです。申請受付及び手続きは、これまでと変更ありません。

なお、3 条関係は、7 月以降も可児市農業委員会の許可で手続きも変更ありません。

お手数をおかけして恐縮ですが、会員の皆様に周知いただけると幸いです。

よろしく願い申し上げます。

記

◆変更となる部分

- ・申請書、土地改良区意見書、始末書、誓約書、委任状等の宛名
- ・提出部数

◆移行スケジュール

(5 月 13 日まで)

- ・申請書等の宛名 岐阜県知事
- ・提出部数 3 部

(5 月 14 日から 6 月 30 日まで)

- ・申請書等の宛名 岐阜県知事
- ・提出部数 2 部

(7 月 1 日から)

- ・申請書等の宛名 可児市長
- ・提出部数 2 部

◆申請添付書類一覧表、農地転用スケジュール

別紙のとおり (市ホームページ <http://www.city.kani.lg.jp/> にも掲載しています)

可児市農業委員会事務局

係長：加藤 担当：金沢

電話：0574-62-1111 内線：2361、2362

# 農地法等申請添付書類一覧表（平成31年5月13日までの申請）

申請書の区分		3条許可申請書		4条許可申請書			5条許可申請書			事業計画変更申請書			相続税の納税猶予に 関する適格者証明書		土地現況確認申請書 （非農地証明願書）		
		提出部数		3部			3部			3部			2部		3部		
番号	添付書類名	市用	許可書用	県用	市用	許可書用	県用	市用	許可書用	県用	市用	許可書用	市用	証明書用	県用	市用	許可書用
		1	申請書	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2	地積測量図(確定測量したもの) ※	●	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○					
3	位置図(1/10000~1/50000)			○			○			○					○		
4	位置図(1/1500 住宅地図の写等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	公図の写し等(法務局)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	登記簿全部事項証明書(法務局)	●		●	○		●	○		●	○				●	○	
7	住民票(譲渡人) ※	●		●	○		●	○		●	○				●	○	
8	土地利用計画図(雨水・汚水排水先、道路幅員)			○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○
9	平面図(建物等を建設する場合)			○	○	○	○	○	○	○	○	○					
10	土地改良区意見書 ※			●	○		●	○		●	○						
11	法人登記現在事項全部証明書 ※	●	○	●	○		●	○		●	○						
12	法人の定款(原本証明必要) ※	●	○	●	○		●	○		●	○						
13	資金証明書 ※			●	○		●	○		●	○						
14	始末書又は経緯書 ※			●	○		●	○		●	○						
15	誓約書	●	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○					
16	耕作証明書 ※	●															
17	名寄せ帳または評価証明書												●				
18	相続関係説明図												●				
19	遺産分割協議書(写)												○				
20	(買受適格証明願の際は下記も添付)																
21	競売通知書(写) ※	○	○				○	○		○	○						
22	宅地建物取引業者免許証(写) ※	○	○				○	○		○	○						
23	現況写真														●	○	
24	非農地であることの証明資料 ※														●	○	○
25	委任状 ※	●	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○	●	○	●	○	○

※付きの添付書類は、以下を参考にして必要に応じて添付してください。

- ※ 2 一筆の一部の所有権を移転する、賃借権等を設定する場合
- ※ 7 申請者の住所と登記簿の住所が異なる場合
- ※ 10 土地改良施工地内の場合。土地改良区へ申請後、意見書の交付に10日程度を要しますので、早めに手続きしてください。
- ※11・12 事業者が法人の場合
- ※ 13 預金残高証明書、融資証明書、預貯金通帳の写し(許可申請者に限る。)等が必要
- ※ 14 申請地が既に農地性がない場合
- ※ 16 他市町村で農地を耕作している場合
- ※ 24 20年以上前から建築物が申請地に建築されている等を証明する資料
- ※ 25 代理申請の場合

●は正本(原本)  
○は副本(原本の写しでも可)

申請書類は、提出区分毎に上記の番号順に綴じて提出してください。

注意: 隣地同意書は不要ですが、隣接の農地所有者に事業計画を説明するとともに、周辺農地の営農に支障がないことを確認し、申請書にその旨を記載してください。

記載例)「平成〇年〇月〇日 土地所有者の〇〇氏に事業計画を説明し、周辺農地の営農に支障がないことを確認した。」  
 土地利用計画図又は申請書に隣接農地に対する被害防除策を記載してください。  
 太陽光発電設備を設置する場合は、経済産業省の設備認定通知書・中部電力の連携書類・設備立面図が必要です。  
 転用申請地が農業振興地域内の農用地である場合は、事前に農振除外手続きが必要です。  
 その他、必要に応じて追加書類をお願いすることがありますのでご了承ください。

# 農地法等申請添付書類一覧表（平成31年5月14日以降の申請）

申請書の区分		3条許可申請書		4条許可申請書		5条許可申請書		事業計画変更申請書		相続税の納税猶予に関する適格者証明書		土地現況確認申請書（非農地証明願）	
		正本	副本	正本	副本	正本	副本	正本	副本	正本	副本	正本	副本
番号	添付書類名												
1	申請書	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2	地積測量図(確定測量したもの) ※	●	○	●	○	●	○	●	○				
3	位置図(1/1500 住宅地図の写等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	公図の写し等(法務局)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	登記簿全部事項証明書(法務局)	●	○	●	○	●	○	●	○			●	○
6	住民票(譲渡人) ※	●	○	●	○	●	○	●	○			●	○
7	土地利用計画図(雨水・汚水排水先、道路幅員)			○	○	○	○	○	○			○	○
8	平面図(建物等を建設する場合)			○	○	○	○	○	○				
9	土地改良区意見書 ※			●	○	●	○	●	○				
10	法人登記現在事項全部証明書 ※	●	○	●	○	●	○	●	○				
11	法人の定款(原本証明必要) ※	●	○	●	○	●	○	●	○				
12	資金証明書 ※			●	○	●	○	●	○				
13	始末書又は経緯書 ※			●	○	●	○	●	○				
14	誓約書	●	○	●	○	●	○	●	○				
15	耕作証明書 ※	●	○										
16	名寄せ帳または評価証明書									●	○		
17	相続関係説明図									●	○		
18	遺産分割協議書(写)									○	○		
19	(買受適格証明願の際は下記も添付)												
20	競売通知書(写) ※	○	○			○	○						
21	宅地建物取引業者免許証(写) ※	○	○			○	○						
22	現況写真											●	○
23	非農地であることの証明資料 ※											●	○
24	委任状 ※	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○

※付きの添付書類は、以下を参考にして必要に応じて添付してください。

●は正本(原本)  
○は副本(原本の写しでも可)

- ※ 2 一筆の一部の所有権を移転する、賃借権等を設定する場合
- ※ 6 申請者の住所と登記簿の住所が異なる場合
- ※ 9 土地改良施工地内の場合。土地改良区へ申請後、意見書の交付に10日程度を要しますので、早めに手続きしてください。
- ※10-11 事業者が法人の場合
- ※ 12 預金残高証明書、融資証明書、預貯金通帳の写し(許可申請者に限る。)等が必要
- ※ 13 申請地が既に農地性がない場合
- ※ 15 他市町村で農地を耕作している場合
- ※ 23 20年以上前から建築物が申請地に建築されている等を証明する資料
- ※ 24 代理申請の場合(法令等に定める場合を除き、行政書士に限る)

申請書類は、提出区分毎に上記の番号順に綴じて提出してください。

注意: 隣地同意書は不要ですが、隣接の農地所有者に事業計画を説明するとともに、周辺農地の営農に支障がないことを確認し、申請書にその旨を記載してください。

記載例「平成〇年〇月〇日 土地所有者の〇〇氏に事業計画を説明し、周辺農地の営農に支障がないことを確認した。」  
土地利用計画図又は申請書に隣接農地に対する被害防除策を記載してください。  
太陽光発電設備を設置する場合は、経済産業省の設備認定通知書・中部電力の連携書類・設備立面図が必要です。  
転用申請地が農業振興地域内の農用地である場合は、事前に農振除外手続きが必要です。  
その他、必要に応じて追加書類をお願いすることがありますのでご了承ください。

## 平成31年度 可児市農地転用等スケジュール表

取扱月	受付締切日	現地確認日	申請書等の 補正期限	農業委員会 総会	県・農業会議 締切日	転用 許可予定日
31年4月	3月11日(月)	3月28日(木)	4月2日(火)	4月4日(木)	4月8日(月)	4月26日(金)
5月	4月10日(水)	4月26日(金)	4月26日(金)	5月7日(火)	5月13日(月)	5月31日(金)
6月	5月13日(月)	5月31日(金)	6月3日(月)	6月5日(水)	6月10日(月)	6月28日(金)
7月	6月5日(水)	6月26日(水)	7月1日(月)	7月3日(水)	7月8日(月)	7月17日(水)
8月	7月9日(火)	7月31日(水)	7月31日(水)	8月2日(金)	8月6日(火)	8月20日(火)
9月	8月6日(火)	8月28日(水)	8月30日(金)	9月3日(火)	9月6日(金)	9月17日(火)
10月	9月9日(月)	10月2日(水)	10月2日(水)	10月4日(金)	10月7日(月)	10月21日(月)
11月	10月4日(金)	10月29日(火)	10月30日(水)	11月1日(金)	11月6日(水)	11月15日(金)
12月	11月6日(水)	11月27日(水)	12月2日(月)	12月4日(水)	12月6日(金)	12月18日(水)
32年1月	12月5日(木)	12月26日(木)	12月26日(木)	1月6日(月)	1月6日(月)	1月16日(木)
2月	1月6日(月)	1月28日(火)	1月30日(木)	2月3日(月)	2月6日(木)	2月17日(月)
3月	2月4日(火)	2月27日(木)	2月28日(金)	3月3日(火)	3月6日(金)	3月17日(火)

- ◆都合により予告なくスケジュールを変更することがありますので、事前にお問い合わせください。
- ◆3,000㎡超の大規模な転用許可申請については、審査に時間を要しますので事前にご相談ください。
- ◆開発許可など他法令の許可等が必要な場合は、それまで転用許可が保留されます。
- ◆申請書及び必要な添付書類を揃えた上で申請してください。
- ◆期限までに申請書等の補正がされない場合は、農業委員会総会で審議できませんので翌月扱いとなります。
- ◆転用許可書の受渡しは、6月までは転用許可日の数日後、7月以降は転用許可日の午後になります。
- ◆3条許可書及び非農地証明の受渡しは、農業委員会総会の翌開庁日の午後になります。
- ◆7月1日以降は、転用の許可権者が可児市長になります。